

しほろ

農業委員会だより

令和8年3月31日発行

〒080-1292
土幌町字土幌 225 番地
TEL:01564-5-5219
<http://www.shihoro.jp/>

発行 土幌町農業委員会



〈2025.8.8 農地パトロール（農地法5条転用 [一時転用（火山灰採取）]〉

INDEX

- ◆ 農業委員会会長挨拶
- ◆ 土幌町農業委員の募集について
- ◆ 農業者年金に加入しませんか
- ◆ 令和7年賃借料情報
- ◆ 農地所有適格法人報告書の提出のお願い
- ◆ 農地転用は許可が必要です

**農地法による許可申請受付
締切は毎月25日前後です！**

詳しくは、農業委員会事務局へ
お問い合わせください

農地中間管理事業の賃料の 支払方法にご注意を！！

令和7年4月1日以降の農地バンクを經由した契約については、中間管理機構から請求が来ますので、借り手と貸し手同士で、直接の受け渡しや振込を行わないよう、ご注意ください。

令和7年4月1日以前の契約は、農業委員会から通知します。

会長挨拶



士幌町農業委員会

会長 森 本 耕 二

厳しい寒さも緩み、日ごと春の訪れを感じる今日この頃、農業委員会だよりの発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。

朝晩の冷え込みも日ごと緩み、本年もいよいよ春耕期を間近に迎える頃となりました。

令和5年7月、二期目の会長に就任させていただき、早くも残すところ三ヶ月となりました。無事に任期を終えることができずのも皆様の農業委員会業務に対する、ご理解とご協力をいただいているおかげです。誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症も5類となりりましたが、インフルエンザと併せ、現在も多くの方は感染している状況にあり、今後も感染予防等の徹底が必要となっています。

日々の生活が戻り、日本の観光産業や飲食サービス業などもコロナ前に戻りましたが、ロシアによるウクライナ侵攻、アメリカによるイスラエル、イランへの攻撃など世界情勢は一段と不安定さを増し緊張をはらむ状況にあり、以前として原油の高騰、飼料や肥料の高止まりが続き農業者も不安を抱かざるを得ない状況が続いています。

そのような中、去年は天候にも恵まれ士幌町農業協同組合農協の取扱高が10年連続400億円突破するなど明るい話題もありました。

農地行政については、令和7年4月より「農用地利用集積等促進計画」が始動し農地の売買、貸借について北海道農業公社（農地バンク）經由する形となり1年が経過しようとし

ています。今後とも私たち農業委員会は士幌町の農業者の皆様の不利益にならぬよう制度の説明、事務の円滑化、効率化を進めて参ります。

その他活動としては、主たる業務である、「担い手への農地等の利用集積・集約化」、「遊休農地に関する措置」、「新たな農業経営を営もうとする者への参入促進」など農地の保全や次世代を担う農業者の確保などに努めて参ります。

今後とも、委員十四名、事務局が一丸となり士幌町の農業の発展のため残された任期を尽力して参りますのでこれまで同様、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。



士幌町農業委員の募集について

士幌町農業委員会委員（以下、農業委員）を次のとおり募集します。農業委員の選出にあたっては、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募することとなっています。

○推薦要件等の詳しい情報は、二次元コードから確認してください



農業者年金



長生きをマイナスにしたくない。

農業者のための年金が

あるなら入りたいと思う。

6つのメリット

- 農業者は広く加入できる
- 終身年金。
- 老後を最後までサポート
- 全額社会保険料控除で大きな節税効果
- 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる。
- 条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助
- 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金





士幌町賃借料情報

農業委員会では、農地の賃貸借取引の目安となる賃借料の情報提供を行っています。令和7年1月から令和7年12月までに締結(告示)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
町内 全域	7,500円	12,000円	3,000円	391

*1「データ数」は、集計に用いた件数です。

*2「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農地所有適格法人定期報告書の提出をお願いします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎年、事業の内容・構成員・役員等の状況等の報告が義務づけられています。農業委員会から送付した報告書の内容を確認し、提出してください。

★提出期限：各法人の毎事業年度終了後3ヶ月以内

★提出先：農業委員会事務局

★添付書類：定款、社員名簿の写し(事務局でコピーします。)



農地転用は許可が必要です！-まずは農業委員会に相談-

◆農地転用に関する法律

農地の転用に関する法律には、**農地法**(農業委員会対応)と**農振法**(産業振興課対応)の2つの法律があり、それぞれに申請し、許可を受ける必要があります。ここでは農地法について説明します。

◆農地転用ってなに？

農地に農家住宅や農業施設(牛舎・格納庫等)を建設したり砂利を採取するなど、農地を農地以外の用途に使うことを「**農地転用**」といい、実施前に農業委員会の許可が必要となります。

◆許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら？

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり工事の中止や原状回復等命令される場合があります。(農地法第51条)

また、罰則の適用があります。

※**農地法第64条**：個人の場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

農地法第67条：法人の場合、1億円以下の罰金

◆農地を転用できない施設とは？

農地法では、農業に資する施設[後継者住宅、農業用施設(格納庫、牛舎、堆肥場等)]以外転用をすることができません。

農業・農政の総合専門誌

全国農業新聞

を読みませんか！

○発行日 毎週金曜日

○購読料 900円

※お申し込みはお近くの農業委員又は農業委員会事務局へ

発行所：全国農業会議所